

有明アリーナ

環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
大気等	<p>工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。</p> <p>建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。</p>	<p>計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 102 参照)</p> <p>建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応について追記した。(p. 102 参照)</p>
生物の生育・生態基盤、生物・生態系、緑共通	<p>緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や計画地内にて確認された種等を参考に、また、計画地の周囲に今後整備される有明親水海浜公園（仮称）と整合を図るなど、計画地に適した植栽基盤の整備及び緑化を行うこと。</p>	<p>「植栽時における在来種選定ガイドライン」や有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識した植栽樹種選定に当たっての配慮事項を追記した。(p. 123 参照)</p>
緑	<p>江東区みどりの条例に基づく緑化基準のほか、東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準で示された基準についても明記するとともに、緑が持つ機能についても説明すること。また、緑化計画図については、地上部緑化、建築物上緑化及び接道部緑化をそれぞれわかりやすく示すこと。</p>	<p>東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準で示された基準や緑の機能を追記するとともに、地上部緑化、建築物上緑化及び接道部緑化を図示した。(p. 25、26 参照)</p>
騒音・振動	<p>工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。</p>	<p>計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 194 参照)</p> <p>建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応について追記した。(p. 194 参照)</p>

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
景観	<p>形態を工夫し素材感のある外壁とすることで、周辺環境との調和を図るほか、圧迫感の低減に配慮した計画としていることから、この外壁について具体的に記述し、わかりやすく説明すること。</p> <p>また、計画地は臨海景観基本軸及び水辺景観形成特別地区に指定されていることから、色彩計画についてもわかりやすく説明すること。</p>	<p>外壁デザインや色彩計画に係る配慮事項について追記した。(p. 222 参照)</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>水辺と一体となった親水空間や交流広場、周辺住環境に配慮した広がりのある緑地を形成し、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されるとしていることから、この新たな自然との触れ合い活動の場の機能についてわかりやすく説明すること。</p> <p>建設予定の有明親水海浜公園（仮称）へつながる歩行者通路を整備する計画としていることについて、事業者等と十分に連携を図るなど、自然との触れ合い活動がより一層充実するよう努めること。</p>	<p>新たに創出される自然との触れ合い活動の場の機能について追記した。(p. 241 参照)</p> <p>有明親水海浜公園（仮称）との一体的利用に係る配慮事項について追記した。(p. 241 参照)</p>
歩行者空間の快適性	<p>暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、アクセス経路として予測している整備中の区画道路及び建設予定の有明親水海浜公園（仮称）の事業者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。</p>	<p>より一層の暑さ対策について追記した。(p. 256 参照)</p>
水利用	<p>トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水（中水）利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。</p>	<p>更なる水使用量の削減に努めることを追記した。(p. 265 参照)</p>

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
廃棄物	建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。	工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年4月）の目標値の達成に努めることを追記した。（p. 286 参照）
	設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から32%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。	設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の再資源化に努めることを追記した。（p. 286 参照）
エコマテリアル	建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。	積極的にエコマテリアルの適用品目を利用すること、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の趣旨に基づく調達に努めることを追記した。（p. 300 参照）
温室効果ガス エネルギー 共通	施設等の持続的稼働において、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するとしていることから、当該仕様に基づき「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成するとともに、更なる温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。	「東京都建築物環境配慮指針」の段階3の達成に努めることについて追記した。（p. 315、325 参照）
土地利用	オリンピック・パラリンピック会場として、未利用地にスポーツ施設が建設されることから、整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と連携した土地利用を図っていくこと。	有明親水海浜公園（仮称）との連携した土地利用計画について追記した。（p. 335 参照）
安全	東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。	「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備等を行うことを追記した。（p. 362 参照）

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
消防・防災	一時滞在施設としての利用を想定した施設とされていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。	帰宅困難者対策について追記した。 (p. 385 参照)
交通渋滞 交通安全 共通	計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をするのがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。	周辺地域における交通の円滑化の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画とされていることについて追記した。 (p. 391、404 参照)
交通渋滞	近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。	計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 391 参照)
交通安全	工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江 615 号及び江 616 号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。	周辺地域における交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画とされていること及び登校中の児童・生徒の通学路も含めた交通安全の確保について追記した。(p. 404 参照)